

町田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 (2 0 1 7 年) 2 月 2 4 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第15条の3第1項中「第19条第13号」を「第19条第14号」に改める。

第23条第1項第4号中「第28条」を「第29条」に改める。

第28条第4項中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

町田市個人情報保護条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(7)～(10) 略</p> <p>(特定個人情報の外部提供の登録の例外)</p> <p>第15条の3 第13条の3第2項及び第14条第1項の規定にかかわらず、実施機関は、保有特定個人情報について、番号法第19条第14号に該当するときは、審議会の諮問、答申を経ることなく外部提供を行うことができる。</p> <p>2 略</p> <p>(消去等の請求)</p> <p>第23条 市民は、自己に関する保有個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項及び次条第1項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、その保有個人情報の消去等を請求することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 番号法第29条の規定に反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。</p> <p>2 略</p> <p>(決定後の措置)</p> <p>第28条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 情報提供等記録について第1項の訂正の措</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(7)～(10) 略</p> <p>(特定個人情報の外部提供の登録の例外)</p> <p>第15条の3 第13条の3第2項及び第14条第1項の規定にかかわらず、実施機関は、保有特定個人情報について、番号法第19条第13号に該当するときは、審議会の諮問、答申を経ることなく外部提供を行うことができる。</p> <p>2 略</p> <p>(消去等の請求)</p> <p>第23条 市民は、自己に関する保有個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項及び次条第1項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、その保有個人情報の消去等を請求することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 番号法第28条の規定に反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。</p> <p>2 略</p> <p>(決定後の措置)</p> <p>第28条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 情報提供等記録について第1項の訂正の措</p>

町田市個人情報保護条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>置が採られた場合における前項の規定の適用については、同項中「目的外利用をしているもの又は外部提供を受けているもの」とあるのは、「総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）」とする。</p>	<p>置が採られた場合における前項の規定の適用については、同項中「目的外利用をしているもの又は外部提供を受けているもの」とあるのは、「総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）」とする。</p>